

○国立大学法人筑波大学職員兼業規程

〔平成19年3月22日〕
〔法人規程第21号〕

改正 平成27年法人規程第15号

平成28年法人規程第25号

国立大学法人筑波大学職員兼業規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。）第44条第2項、国立大学法人筑波大学附属病院就業規則（平成17年法人規則第12号。以下「附属病院職員就業規則」という。）第44条第2項及び国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号。以下「附属学校職員就業規則」という。）第41条第2項の規定に基づき、職員の兼業に関し必要な事項を定めるものとする。

(兼業の基準)

第2条 兼業は、次の各号のすべてに適合するときに従事することができる。

- (1) 兼業に従事しても国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の業務の遂行に支障がないとき。
- (2) 職員と兼業先との間に特別の利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがないとき。
- (3) 職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないとき。
- (4) その他法人の信用を傷つけ、法人の不名誉となるおそれのないとき。

(職務とみなすもの)

第3条 次の各号のすべてに適合する業務に従事する場合は、兼業ではなく、職務とみなすことができる。

- (1) 国若しくは地方公共団体の各種委員等（地方公共団体の教育委員会、地方労働委員会等の執行機関の委員等を除く。）、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人等の各種委員等又は教育、学術、文化若しくはスポーツの振興を図ることを目的とする特殊法人、公益法人等の各種委員等の業務で、特に公益性が高いと認められるもの
- (2) 無報酬であるもの。ただし、報酬の額が旅費等実費相当と認められる場合はこの限りでない。
- (3) 学長又は部局長に対して要請を受けたものであって、当該業務に従事することに相当の理由があると認められるもの

(兼業の従事時間等)

第4条 兼業は、原則として、勤務時間外、年次休暇等により法人の業務に従事する必要のない時間に行うものとする。

- 2 勤務時間内における兼業への従事は、当該兼業の内容、従事時間等により、特に必要があると認められる場合に限るものとする。この場合において、勤務時間内に兼業に従事して報酬を得るときは、当該職員の給与を減額することができる。
- 3 兼業の総従事時間数は、1年間の総勤務時間数の3割を超えないようにしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、本部等職員就業規則第64条に規定する給与が基本年俸である職員又は附属病院職員就業規則第63条に規定する給与が基本年俸である職員の兼業の総従事時間数は、1年間の総勤務時間数の4割を超えないようにしなければならない。

(兼業の期間)

第5条 兼業の期間は、原則として2年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある職に就く場合は、当該任期とすることができる。

(兼業の承認等)

第6条 職員が兼業しようとする場合は、あらかじめ職務内容、従事期間等を法人に届け出て、これを行わなければならない。

2 兼業に従事する場合において、当該兼業が第2条の兼業の基準又は第4条第3項の総従事時間数に関する定めに適合しなくなったとき又はそのおそれがあると認められるときは、その変更を命じ、承認を取り消し、又は承認しないことがある。

(兼業審査委員会の審査)

第7条 法人に、次の各号に掲げる兼業の審査及び兼業に関する必要事項を審議するため、兼業審査委員会を置く。

- (1) 研究成果活用企業の役員等（発起人を含む。）への従事
- (2) 技術移転事業者の役員等（発起人を含む。）への従事
- (3) 株式会社等の社外取締役又は監査役への従事

2 兼業審査委員会は、人事、研究及び総務を担当する副学長その他学長が指名する者若干人を委員として組織し、人事を担当する副学長を委員長とする。

(研究成果活用企業等兼業休業)

第8条 職員が、研究成果活用企業又は技術移転事業者の役員等との兼業を行うため休業する場合の取扱いについては、本部等職員就業規則第32条の2又は附属病院職員就業規則第32条の2の定めるところによる。

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、兼業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成19年4月1日から施行し、この法人規程の施行の日以後の届出に係る兼業について適用する。

附 則（平27.3.26法人規程15号）

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人規程25号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行し、この法人規程の施行の日以後の届出に係る兼業について適用する。